

過年度の連絡協議会の活動について

【第1回】大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

令和元年9月13日（金）

目次

- 1. 平成29年度の活動内容
 - (1) 連絡協議会等開催状況
 - (2) 広報の基本方針・統一スローガン
 - (3) 認知度調査
- 2. 平成30年度の活動内容
 - (1) 総括ワーキンググループ
 - (2) 広報啓発活動
- 3. 平成31年度に向けて

1. 平成29年度の活動内容(連絡協議会)

連絡協議会等の開催状況

- 連絡協議会は、近畿地方の道路の老朽化や重量超過車両による違法走行の実態を受け、平成30年1月25日に設立した。これに伴い、前後に道路管理者による準備会と広報に関する取組を検討する総括ワーキンググループを各1回開催した。

表1-1 連絡協議会等開催状況

	開催日・場所	主題
準備会	平成29年10月24日(火)	・ 連絡協議会設立に向けた調整 等
	大阪合同庁舎第1号館 新館3階 A会議室	
第1回連絡協議会	平成30年1月25日(木)	・ 連絡協議会の設立 ・ 広報の方針確認 等
	大阪合同庁舎第1号館 第1別館2階 大会議室	
第1回総括WG	平成30年3月13日(火)	・ 統一スローガンの決定 ・ 認知度調査結果の報告 ・ 来年度のスケジュール確認 等
	大阪合同庁舎第1号館第1別館3階 302共用会議室	

連絡協議会設立準備

- 連絡協議会を設立するにあたり、各委員候補に対して設立目的や活動方針等を説明の上、それぞれの立場における大型車両に関する現状や課題点等を収集するため、道路管理者、関係行政機関、運送事業者、荷主からヒアリングを行った。

1. 平成29年度の活動内容

■ 広報の基本方針

- 広報は、大型車両を直接的に走行させる「運送事業者」及び大型車両を利用した積荷の輸送を依頼する立場である「荷主」を重点対象者とし、特に、道路を傷めることとなる重量を違法に超過した大型車両の走行を抑制していく。
- 一方で、直接的な大型車両の走行に関与しないが、「運送事業者」及び「荷主」に対して影響力のある「社会一般」に対しても訴求することを目指した。

■ 統一スローガン

- 広報は認知が浸透するまで、繰り返し実施していく必要があり、効果的に認知されるために、統一的なスローガンを検討することになった。
- 大型車通行適正化に関する広報は、特に社会一般には普段聞きなれない内容であり、まずは関心・興味を持って頂くことが重要であることから、連絡協議会として、「**関西地域ならではのユーモアを取り入れながら、道路を守る厳格な姿勢を打ち出していく。**」を広報コンセプトとした。
- 各委員及びオブザーバーへ統一スローガンの募集を行ったところ、阪神高速道路(株)から提案のあった「**あきまへん。重量オーバーあきまへん！**」に決定した。

1. 平成29年度の活動内容(認知度調査)

対象者

- 大阪エリアにおける「運送事業者」及び運送事業者に輸送を依頼する「荷主」を広報ターゲットとし、運送事業者は、連絡協議会委員である（一社）大阪府トラック協会に、荷主は、オブザーバーである、大阪商工会議所の協力を得て実施した。

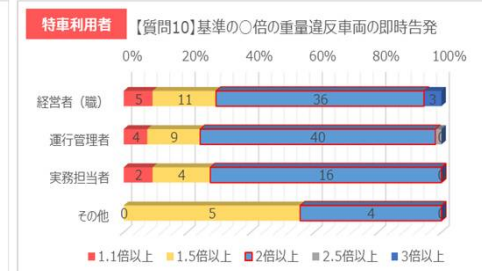
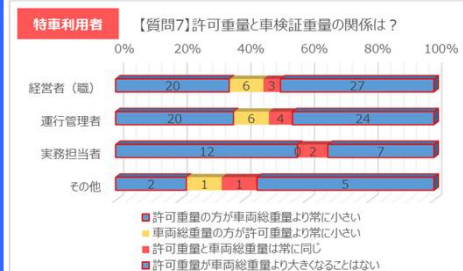
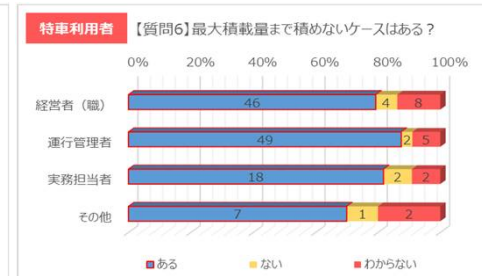
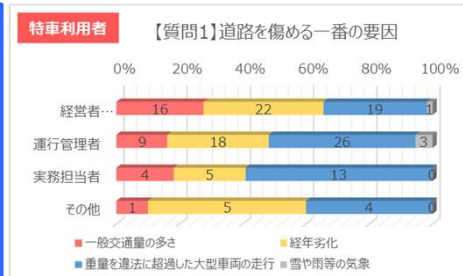
表1-2 認知度調査実施状況

分類	組織	対象社数	実施期間	回答者数	回収率
運送事業者	(一社)大阪府トラック協会	3,800社	平成30年2月15日～平成30年2月28日	321名	8%
荷主	大阪商工会議所	2,000社	平成30年2月中旬～平成30年3月9日	8名	0.4%

調査結果

- 運送事業者に対する主な調査結果を以下に示す。

- 【質問1】道路を傷める一番の要因としては、「重量を違法に超過した大型車両の走行」と回答した方が約4割であった。
- 【質問6】最大積載量まで積めないケースが「ある」（＝正解）と回答した割合が、各属性とも8割前後で高い認知度であった。
- 【質問7】特殊車両の許可重量と車検証による車両総重量との関係について、正解した割合も各属性8割前後であった。
- 【質問10】即時告発の基準となる車両総重量「2倍以上」（＝正解）を回答した割合は、6～7割であった。



2. 平成30年度の活動内容(総括ワーキンググループ)

■ 第1回総括ワーキンググループ(平成30年9月20日)

- 平成30年度に決定した統一スローガンを基に、各委員からチラシ・ポスター・ステッカー(案)を持ち帰り検討
 - 連絡協議会のPR用ホームページの作成を検討
 - 合同一斉取締の実施を検討
 - ラジオCMの実施を検討
 - 荷主企業認知度調査の実施を検討
 - 連絡協議会の拡大について
-

■ 第2回総括ワーキンググループ(平成30年11月22日)

- 各委員からチラシ・ポスター・ステッカー(案)を決定
 - 連絡協議会のPR用ホームページを作成中、各委員にホームページへのリンクを依頼
 - ラジオCMの広報文の決定
 - 名神高速(上り)吹田SAにて社会一般に対してアンケート調査及びパネル展示を行うことを報告
 - 来年度より連絡協議会メンバーの拡大に向けて、京都府、兵庫県の関係機関・団体へ調整
-

■ 第3回総括ワーキンググループ(平成31年3月19日)

- チラシは、社会一般・荷主向けに54,000部を配布したことを報告
- 名神高速(上り)吹田SAのアンケート調査をWEBアンケートに変更し、調査結果を報告
- 合同一斉取締は、京阪神に拡大することにより、来年度に実施する方向で調整

2. 平成30年度の活動内容(広報啓発活動①)

ラジオCM

- F M802において(平成30年11月29日～12月1日の3日間) 1回20秒のラジオCMを計15回を放送した。

▶ラジオCM原稿(20秒) ナレーター:平野 舞((株)キャラ所属)
大型車ドライバーのみなさん、重量オーバーで走ってまへんか?
重量オーバーは、道路を傷める大きな原因。
工事が増えて渋滞になるし、重大事故にもつながります。
規定の重さを超えたら、許可が必要です。
みんなの道路を守るために、“あきまへん。重量オーバーあきまへん!”
大型車通行適正化に向けた近畿地方連絡協議会からのお知らせでした。

広報用チラシ

①一般向けチラシ



21,200部

②荷主団体向けチラシ



33,000部

③一般向けポスター



180部

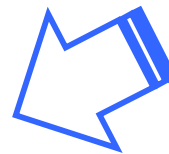
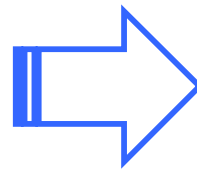
2. 平成30年度の活動内容(広報啓発活動②)

大型車通行適正化に向けた広報(広報誌掲載)

◆ 平成29年度連絡協議会において決定したキャッチフレーズである「あきまへん。重量オーバーあきまへん！」をモチーフにしたチラシ等を作成、連絡協議会各委員のご協力のもと、約54,000部を配布。

◆ 大阪商工会議所発行「大商ニュース」にチラシ同梱(28,000部)

◆ 大商ニュースに記事掲載



大型車両の適切で
安全な走行をお願い
一般的制限値(車両の
大きさや重さの最高限
度)を上回る車両は、道
路管理者から特殊車両通
行許可を受けて走行して
下さい。
行政団体、道路管理者、
経済団体などで構成する
「大型車通行適正化に向
けた近畿地域連絡協議
会」は特殊車両の通行適
正化、法令順守を推進す
るため、広報活動や取り
締まりを強化中。皆様の
ご協力をお願いします。
【問合せ】近畿地方整備
局道路部交通対策課 ☎6
942・1141

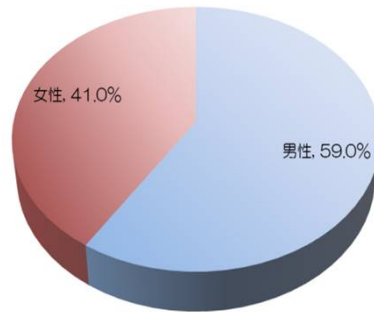
2. 平成30年度の活動内容(広報啓発活動③)

WEBアンケート調査を実施 (サンプル数=大阪府在住500人)

※下記は一部抜粋 ◆ウェブリサーチ会社の登録モニター会員にて回答

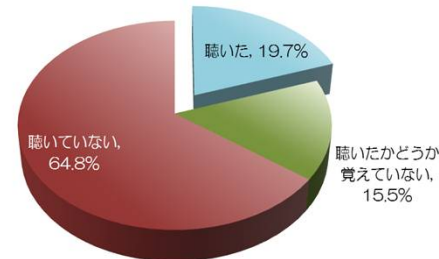
属性調査

【F1】 あなたの性別をお答えください。(お答えは1つ)
(N=500)



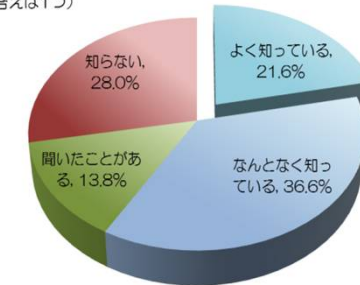
ラジオCM効果測定

【Q4】 あなたは、ラジオで11月29日から12月1日にかけて「あきまへん。重量オーバーあきまへん！」のCM放送を聴きましたか。CMの音声をお聴きになってからお答えください。
(お答えは1つ)
(N=290)

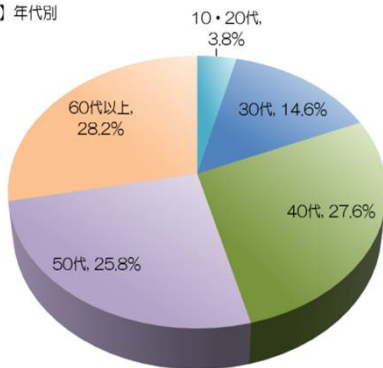


特車制度の認知度調査

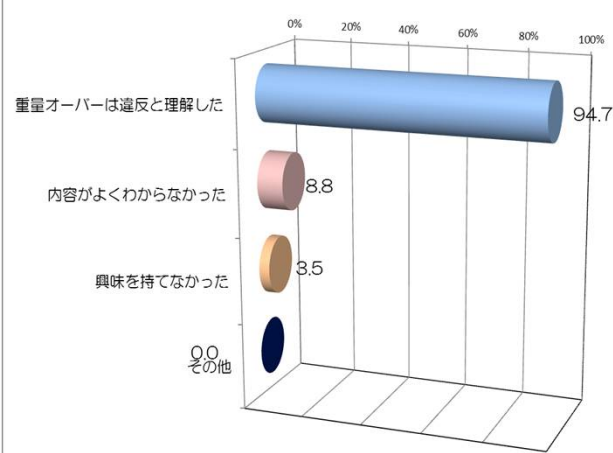
【Q8】 あなたは、道路を通行できる車両の大きさ(幅・長さ・高さ)・重さを超えたときは、許可を受ける必要があることをご存知ですか。(お答えは1つ)
(N=500)



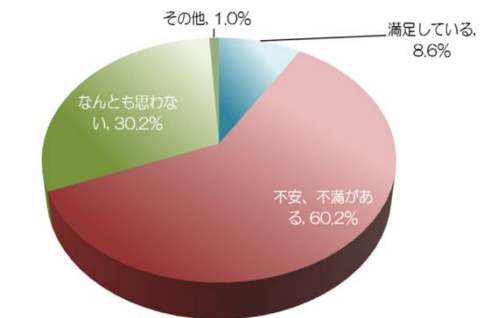
【年代カテ】 年代別
(N=500)



【Q5】 前問で【ラジオで「あきまへん。重量オーバーあきまへん！」のCM放送を聴いた」と回答した方にお伺いします。CM放送を聴いてどう感じましたかお答えください。(お答えはいくつでも)
(N=57)



【Q10】 あなたは、国や高速道路会社が行なっている、道路施設の維持管理について、どのように感じていますか。(お答えは1つ)
(N=500)



3. 過年度のワーキンググループに出された申し送り事項

■ 連絡協議会について

- 京都府域（京都府、京都市、京都府警察本部、京都府トラック協会）
- 兵庫県域（兵庫県、神戸市、本四高速、兵庫県警察本部、兵庫県トラック協会）
への拡大準備を4～5月に実施（事前承諾済のため書類等での依頼を実施）
- ◆ 連絡協議会は2019年6月、2020年2月に開催を目標とする
- ◆ 6月の連絡協議会終了後、啓発・広報活動及び合同取締のワーキングを開催します

■ 広報活動について

- ◆ 啓発・広報活動は重点期間として3つのゾーンを設定します
 - 1) 道の日（8月10日）周辺 : 道の駅、SA/PA等での活動
 - 2) トラックの日（10月9日）周辺 : トラックステーション等での活動
 - 3) 土木の日（11月18日）周辺 : 関連イベントでの活動
- ◆ その他、「建設技術展（10月）」及び「大阪モーターショー（12月）」においてITS等で展示を行うことから、パネル及びチラシの配布等を検討